

平成25年度

事業概要

名古屋市食肉衛生検査所

はじめに

昨年度、食材偽装が大きな社会問題となりました。複数のホテル・レストランで提供している料理のメニューで実際に用いられた食材とは異なる食材を用いているように表示されていたものです。食肉では、「牛脂注入加工肉」を「ビーフステーキ」と表示され提供されていきました。また今年度に入り、中国上海の食品加工会社で消費期限が切れた肉や床に落ちた肉を再利用していたことが発覚しました。食品の安全・安心を揺るがす事件は毎年のように起きています。

牛肉の安全安心のために、平成 13 年から 11 年間続いた牛海綿状脳症（BSE）全頭検査は、厳格な科学的根拠に基づき昨年 7 月から検査月齢が 48 ヶ月齢超に引き上げられ、全国一斉に終了しました。引き続き月齢による分別管理及び特定危険部位除去の徹底を図ってまいります。

さて新たに今年 4 月、と畜場法施行規則の一部を改正する省令が公布され、と畜場における HACCP システムが本格的に導入されます。従来の衛生措置基準に加え、新たに HACCP を用いて衛生管理を行う場合の基準が規定されました。食品の安全性の向上が期待されること、輸出に当たり他国から HACCP による衛生管理が求められる場合があること等から、将来的な義務化を見据えつつ改正が行われたものです。HACCP を進める上で南部市場内の管理者、卸売会社、と畜業者、その他場内関係団体との情報共有、連携が不可欠となってきます。検査所は監視指導を行う中で、旗振り役、けん引役となり、HACCP 導入の推進を図りたいと考えています。

今後とも、安全安心で衛生的な食肉を市民の皆様に提供するため、検査員一同、知識の向上と技術の研鑽に努め、適正な検査を実施すると共に、併せて市民の皆様への情報提供に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

ここに平成 25 年度の事業概要を取りまとめましたので、ご高覧いただければ幸いです。

平成 26 年 9 月

名古屋市食肉衛生検査所
所長 中西 俊明

目 次

はじめに

第1章 食肉衛生検査所の概要

1 沿革	1
2 組織・機構	2
3 検査所職員配置	2
4 食肉衛生検査所長委任規則	3
5 名古屋市食肉衛生検査所処務規程	4
6 公所長以下代決規程	5
7 職員の勤務時間の特例等に関する規程(抜すい)	5
8 特殊勤務手当規則(抜すい)	6
9 と畜検査手数料等	6
10 食肉衛生検査所(建物)平面図	7
11 検査関係主要備品	8
12 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備)	9
13 食肉衛生検査所への交通案内図	10

第2章 と 畜 検 査

1 と畜検査の概要	13
(1) と畜検査頭数	13
(2) と畜検査の結果に基づく措置について	13
(3) 精密検査	13
(4) その他	13
2 と畜検査頭数	14
(1) 月別と畜検査頭数	14
(2) と畜検査頭数の推移(平成20年度～平成24年度)	14
(3) 産地別と畜検査頭数	15
3 と畜検査結果に基づく措置	16
(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数(原因別)	16
(2) 全部廃棄	17
(3) 一部廃棄	20
(4) 事故畜と室におけると畜検査(再掲)	23

4	精密検査件数	24
(1)	総数	24
(2)	牛	25
(3)	こ牛	26
(4)	豚	27
5	精密検査結果	28
(1)	食肉中の残留動物用医薬品検査結果	28

第3章 衛生監視指導

1	衛生監視指導	29
(1)	食品衛生監視指導	29
(2)	と畜衛生指導	29
2	微生物等汚染検査	29
(1)	と体ふきとり	29
(2)	その他ふきとり等	30
(3)	と体ふきとり検査結果	30

第4章 食鳥検査

1	食鳥検査の概要	31
2	微生物汚染検査	31
(1)	検査件数	31
(2)	検査結果	31
3	食肉中の残留動物用医薬品検査結果(食鳥肉)	32

第5章 その他

1	講習会、見学等実施回数および参加者	33
2	研修	34
3	教育・研究用の検体採取に対する協力	35

第6章 調査研究

1	研究発表	36
	豚の肝臓腫瘍	36
	牛の上顎部腫瘍	37
	と畜場におけるシャワー式消毒槽の検討	38
2	研究・発表一覧(平成16年度～平成25年度)	42

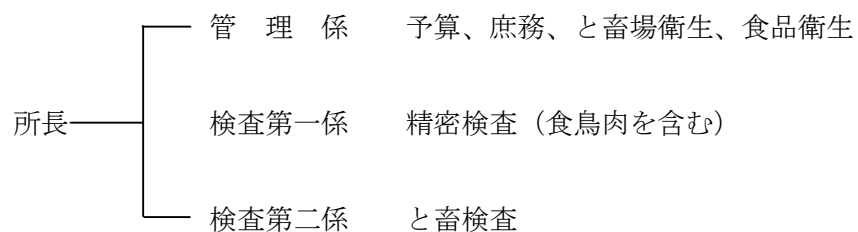
第 1 章 食肉衛生検査所の概要

1 沿革

昭和 6 年 9 月	中川区高畑町東大門 14 に名古屋市立屠場開場	
昭和 25 年 5 月	屠場法改正により屠場検査事務が政令市に委譲され、名古屋市保健福祉局の所管となる。	と畜検査員 3 名
昭和 28 年 8 月	屠場法が廃止となり、と畜場法が制定される。	
昭和 30 年 10 月	愛知県西春日井郡山田村の名古屋市への合併により、私営小田井と畜場の検査を衛生局が担当する。	
	名古屋市と畜場 3 名 小田井と畜場 2 名	計 5 名
昭和 37 年 4 月	公衆衛生課検査第一係、検査第二係となり、検査第一係は名古屋市と畜場、検査第二係は小田井と畜場の検査を担当する。	
	検査第一係 4 名 検査第二係 4 名	計 8 名
昭和 40 年 3 月	小田井と畜場改築	
昭和 40 年 6 月	食肉衛生検査所(課長公所)を設立し、管理・検査・小田井検査の 3 係をおく。	
	所長(課長)1 名 管理係 2 名 検査係 6 名 小田井検査係 5 名	計 14 名
昭和 41 年 3 月	食肉衛生検査所建物完成	
昭和 45 年 3 月	増設工事完成(微生物室、その他)	
昭和 45 年 4 月	管理係、検査第一係、検査第二係、検査第三係に機構を改革し 4 係となる。	
	所長(課長)1 名 管理係 4 名 検査第一係 3 名 検査第二係 9 名	
	検査第三係(小田井と畜場) 5 名	計 22 名
昭和 46 年 4 月	検査第一係 4 名となる。	計 23 名
昭和 48 年 4 月	検査第三係 7 名となる。	計 25 名
昭和 48 年 6 月	小田井と畜場検査室改築完成	
昭和 49 年 4 月	検査第二係 10 名となる。	計 26 名
昭和 59 年 4 月	検査第一係 5 名となる。	計 27 名
昭和 63 年 1 月	増設工事完成(所長室、会議室、更衣室、その他)	
平成 元年 12 月	庁舎改修工事完成	
平成 3 年 3 月	庁舎改修(倉庫、車庫)	
平成 3 年 4 月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴う検査業務の開始。	
平成 5 年 11 月	庁舎改修工事完成(微生物室拡張、理化学室排気設備増設)	
平成 6 年 4 月	主幹(小田井と畜場の衛生検査事務・検査第三係長兼務) 1 名	
平成 6 年 6 月	小田井と畜場休場(平成 8 年 3 月廃止)	
平成 7 年 4 月	検査第三係(小田井と畜場担当)がなくなり 3 係となる。	
	所長(課長)1 名 主幹 1 名 管理係 4 名 検査第一係 5 名	
	検査第二係 13 名	計 24 名
平成 8 年 11 月	庁舎改修工事完成(女性用施設充実、理化学・病理検査室の分離・拡張等)	
平成 8 年 12 月	と畜場法省令一部改正(HACCP の概念の導入)	
平成 10 年 4 月	衛生検査担当の主幹 1 名減員	計 23 名
平成 12 年 4 月	組織変更に伴い健康福祉局と名称変更	
平成 14 年 4 月	検査第一係 7 名となる。	計 25 名
平成 15 年 4 月	検査第二係 14 名となる。	計 26 名
平成 16 年 4 月	管理係 5 名、検査第二係 14 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 27 名
平成 17 年 4 月	検査第二係 15 名となる。	計 28 名
平成 18 年 4 月	検査第一係 8 名、検査第二係 16 名(うち嘱託 2 名)となる。	計 30 名
平成 19 年 2 月	中央卸売市場南部市場の開場に伴い、食肉衛生検査所を移転。名古屋 市南部と畜場でと畜検査を開始。	
平成 25 年 4 月	検査第二係 16 名(うち嘱託 3 名)となる。	計 30 名

2 組織・機構

市長—副市長—健康福祉局長—健康福祉副局長—健康部長—食肉衛生検査所長



3 検査所職員配置

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		事務職員	と畜検査員	と畜検査補助員	計
所 長			1		1
管 理 係	係 長	1			5
	主 事	1			
	獣医師		2		
	嘱 託			1	
検査第一係	係 長		1		8
	獣医師		7		
検査第二係	係 長		1		16
	獣医師		12		
	嘱 託			3	
計		2	24	4	30

4 食肉衛生検査所長委任規則

昭和 45 年 4 月 1 日

規則第 39 号

最終改正平成 19 年規則第 15 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定により、次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

- (1) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 28 条による報告の請求及び臨検検査又は収去に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)。
- (2) 食品衛生法第 30 条第 2 項による監視又は指導に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)。
- (3) 食品衛生法第 54 条による行政処分に関すること(と畜場及び名古屋市中央卸売市場南部市場に係るものに限る。)。
- (3) の 2 と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 7 条第 6 項(第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。)による届出の受理に関すること。
- (4) と畜場法第 13 条による届出の受理及び指示に関すること。
- (5) と畜場法第 14 条による検査及びと畜場法施行令(昭和 28 年政令第 216 号)第 5 条による許可に関すること。
- (6) と畜場法第 16 条による措置に関すること。
- (7) と畜場法第 17 条による報告の徴収又は立入検査に関すること。
- (8) と畜場法第 18 条による施設の使用制限又は停止命令に関すること。
- (9) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成 14 年法律第 70 号)第 7 条第 2 項による牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の部位を学術研究の用に供するため又は薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する医薬品及び医療機器の試験検査の用に供するための許可に関すること。

附 則(平成 19 年規則第 15 号)

この規則は、平成 19 年 2 月 18 日から施行する。

5 名古屋市食肉衛生検査所処務規程

昭和 40 年 6 月 16 日

達第 23 号

最終改正 平成 19 年達第 3 号

第 1 条 名古屋市食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)は、健康福祉局健康部に属し、所長その他必要な職員を置く。

第 2 条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の定めた職員がその職務を代理する。

第 3 条 検査所に次の組織を置く。

管理係

検査第一係

検査第二係

2 係の分掌事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 文書の收受、発送及び公印の管守に関する事。
- (2) 人事及び予算経理に関する事。
- (3) 検査手数料の徴収に関する事。
- (4) と畜場及びその使用者の衛生保持の監視に関する事。
- (5) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生に関する事。
- (6) 他係の主管に属しない事。

検査第一係

- (1) 肉、内臓等の精密検査に関する事。
- (2) 中央卸売市場南部市場における移入肉等の検査に関する事。
- (3) 人獣共通感染症の調査に関する事。
- (4) 食鳥肉等の収去検査等に関する事。

検査第二係

- (1) と畜場におけるとさつ又は解体の検査に関する事。
- (2) と畜場におけるとさつ又は解体の禁止並びに肉、内臓等の廃棄その他の措置命令に関する事。
- (3) 病畜隔離、と畜場の消毒その他の措置命令に関する事。

3 係に係長を置く。

4 係長は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 所長は、特別の必要があると認めるときは、第 2 項の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。

第 4 条 所長は、毎月 10 日及び毎年 1 月末日までに、それぞれその前月分及び前年度の事業成績を健康部長に報告しなければならない。

附 則 (平成 19 年達第 3 号)

この達は、平成 19 年 2 月 18 日から施行する。

6 公所長以下代決規程

昭和 40 年 3 月 27 日達第 2 号
最終改正 平成 22 年達第 38 号

別表第 2 健康福祉局の項中
食肉衛生検査所長

- 1 と畜場法第 5 条第 2 項による処理する獣畜の種類及び 1 日当たりの頭数の制限に関すること。
- 2 と畜場法第 8 条（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）による解任命令に関すること。

附 則（平成 22 年達第 38 号）
この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

7 職員の勤務時間の特例等に関する規程（抜すい）

昭和 49 年 4 月 1 日達第 8 号
最終改正 平成 23 年達第 27 号

食肉衛生検査所分

局	課又は公所等	職員の範囲	勤 務 時 間 等			
			勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
健康福祉局	食肉衛生検査所	全職員	A	午前 8 時から 午後 4 時 30 分まで	45 分	日曜日及び 土曜日
			B	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで	45 分	
			C	午前 8 時から 午後 4 時 45 分まで	60 分	
			D	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	60 分	

8 特殊勤務手当規則（抜すい）

平成 15 年 3 月 31 日規則第 67 号

最終改正 平成 23 年規則第 41 号

食肉衛生検査所関係分

勤 務 内 容	勤務内容の細分	手 当	
		金 額	備 考
と畜場又は中央卸売市場南部市場における作業	と 畜 検 査 員 の 業 務	日額 1,000 円	1 日につき 3 時間 50 分以上勤務の職員。3 時間 50 分未満勤務の職員は半額
	と畜検査員の補助業務	日額 850 円	

9 と畜検査手数料等

(1) と畜検査手数料（名古屋市保健衛生関係手数料条例）

牛・馬	子牛・子馬・豚・山羊・めん羊
700 円／頭	300 円／頭

(2) と畜検査等証明手数料（名古屋市手数料条例）

1 件当たり 300 円

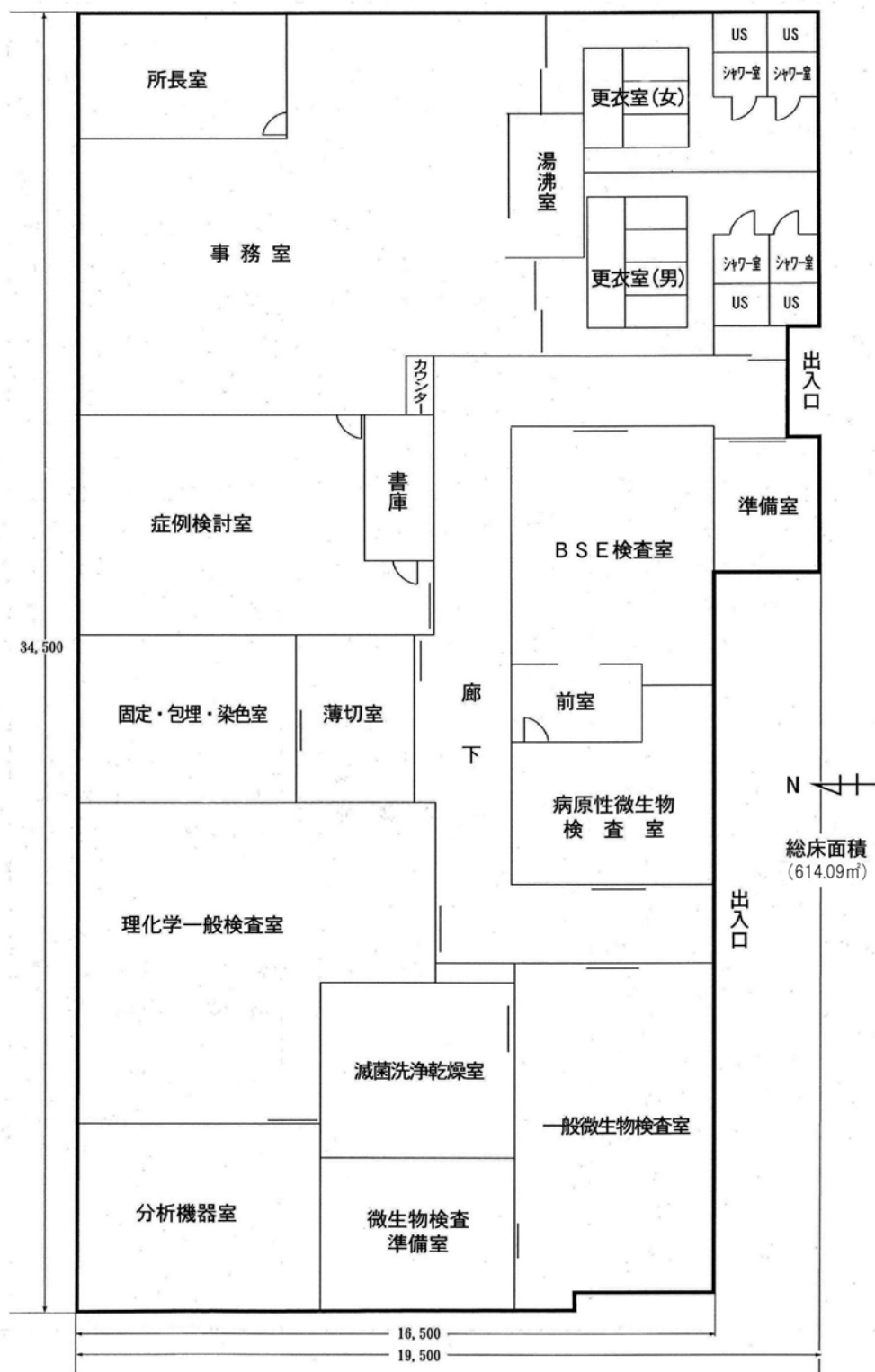
(3) と畜場使用料（名古屋市南部と畜場条例）

区 分	牛	こ牛・豚	豚（大貫）
と畜場使用料（外税）	2,200 円／頭	720 円／頭	720 円／頭

(4) と殺解体料

区 分	牛	牛(経産牛)	こ牛・豚	豚（大貫）
と殺解体料（外税）	4,500 円／頭	5,500 円／頭	1,000 円／頭	2,200 円／頭

10 食 肉 衛 生 検 査 所 （ 建 物 ） 平 面 図



11 検査関係主要備品

微生物関係		病理関係		理化学関係	
電子てんびん	2	電子てんびん	1	セミミクロてんびん	1
冷蔵・冷凍庫	1	冷蔵・冷凍庫	1	冷蔵・冷凍庫	1
メディカルフリーザー	1	解体用電動鋸	1	電子てんびん	3
煮沸消毒器	1	カメラ	2	直示てんびん	1
オートクレーブ	3	恒温槽	1	薬品用冷蔵庫	1
乾熱滅菌器	1	自動固定包埋装置	1	自動血球計数装置	2
ろ過装置	1	ティッシュエンベディングコンソール	1	血清分析システム	1
ミキサー(かくはん器)	1	ミクロトーム	2	ポケット線量計	1
マイクロチューブミキサー	1	凍結切片作製装置	1	pHメーター	2
ストマッカー	1	パラフィン伸展器	1	遠心機	2
クリーンベンチ	2	パラフィン溶融器	1	振とう機	3
コロニーカウンター	2	スライドケース	2	純水製造装置	1
実体顕微鏡	1	スライド映写装置	1	超音波洗浄器	5
光学顕微鏡	2	テレビ受像機	1	ユニスタン	2
蛍光顕微鏡	1	光学顕微鏡	1	ホモジナイザー	2
ウォーターバス	2	顕微鏡写真撮影装置	1	分注器	4
ふらん器	4	ビデオカメラ	1	ドラフトチャンバー	3
ガスパック嫌気ジャー	6	顕微鏡ティーチング装置	1	ユニポンプ	2
低温恒温槽	6	デジタル画像処理機能付顕微鏡	1	ロータリーエバポレーター	4
PCR法機器一式	1	薬品用冷蔵庫	1	高速液体クロマトグラフ	3
ビーズ用マグネット	2	遠心機	1	(紫外・可視検出器 蛍光検出器 多波長検出器)	
中心温度計	3			インテリシメントフローメーター	1
最高最低温度計	1			恒温器	1
温度データログ	1			溶媒回収装置	2
アルミブロック	2			かくはん機	4
細胞破碎機	2			線量計	1
マイクロプレートウォッシャー	1			濃縮装置	2
遠心機	3				
プレートリーダー	2				
乾燥器	1				
製氷機	1				
恒温槽	3				

12 名古屋市南部と畜場、市場施設の規模(主な設備)

施 設 概 要			
敷 地 面 積	60, 721 m ²		
延 床 面 積	27, 059 m ²		
本 館 棟	22, 830 m ²		
処 理 棟	4, 229 m ²		
	牛 豚		
係 留 所	係留能力	100 頭	840 頭(+大貫 30 頭)
と 畜 解 体	最大処理数	100 頭／日	1, 000 頭／日
冷 蔵 庫	枝肉冷却室収容頭数	200 頭	1, 000 頭
せ り 室		90 席	36 席
部分肉加工施設	処理能力	150 頭／日	400 頭／日
	設置室数	7 室	1 室
排 水 処 理	と畜解体の排水処理	1, 680 m ³ ／日、3 次方式	
焼 却 処 理	[焼却炉(200kg／時)+排ガス処理]×2 系列		
脱 臭 設 備	本館棟	： (薬液洗浄+活性炭)方式	処理風量 800 m ³ ／分
	処理棟	： (薬液洗浄+活性炭)方式	処理風量 185 m ³ ／分
	活性炭方式		処理風量 600 m ³ ／分
洗 車 場	4 台分(10t 車×2 4t 車×2)		
車両消毒設備	2 ヶ所 (生体搬入車両・一般用)		

13 食肉衛生検査所への交通案内図



交通のご案内

- 名古屋高速4号東海線 船見ICから約1分
- 伊勢湾岸自動車道路 名港潮見ICから約10分
- 名四国道 竜宮ICから約7分
- 中部国際空港から 車で約40分（セントレアライン・知多半島道路経由）
- 名古屋駅から 車で約30分（名古屋都市高速道路・笠寺出口より）
- 名古屋鉄道常滑線 柴田駅より徒歩25分
- 市バス 船見町バス停より徒歩10分

名古屋市食肉衛生検査所（名古屋市中心卸売市場南部市場内）

名古屋市港区船見町1番地の39（〒455-0027）

電話 052-611-4929

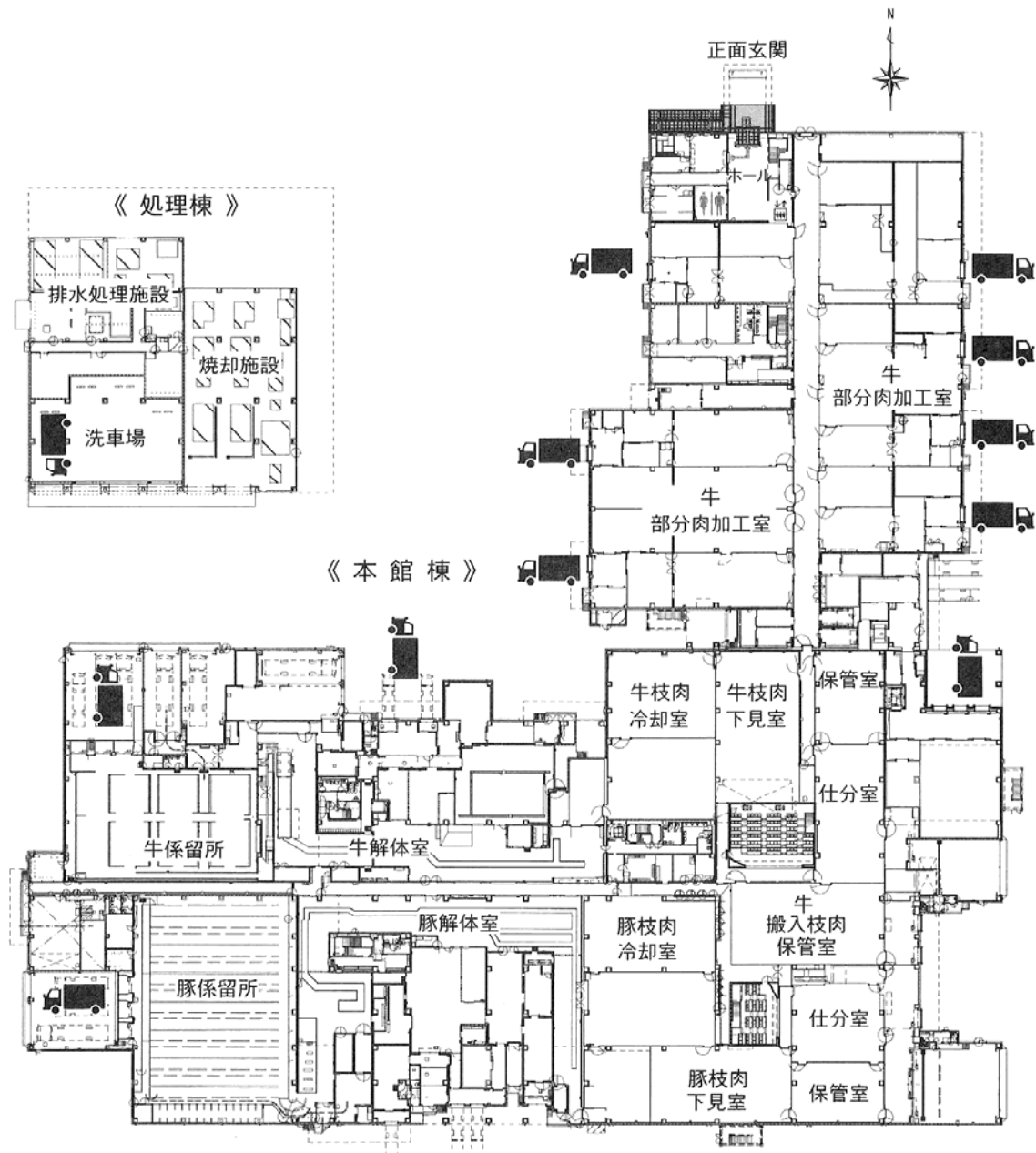
FAX 052-611-7566

E-Mail a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

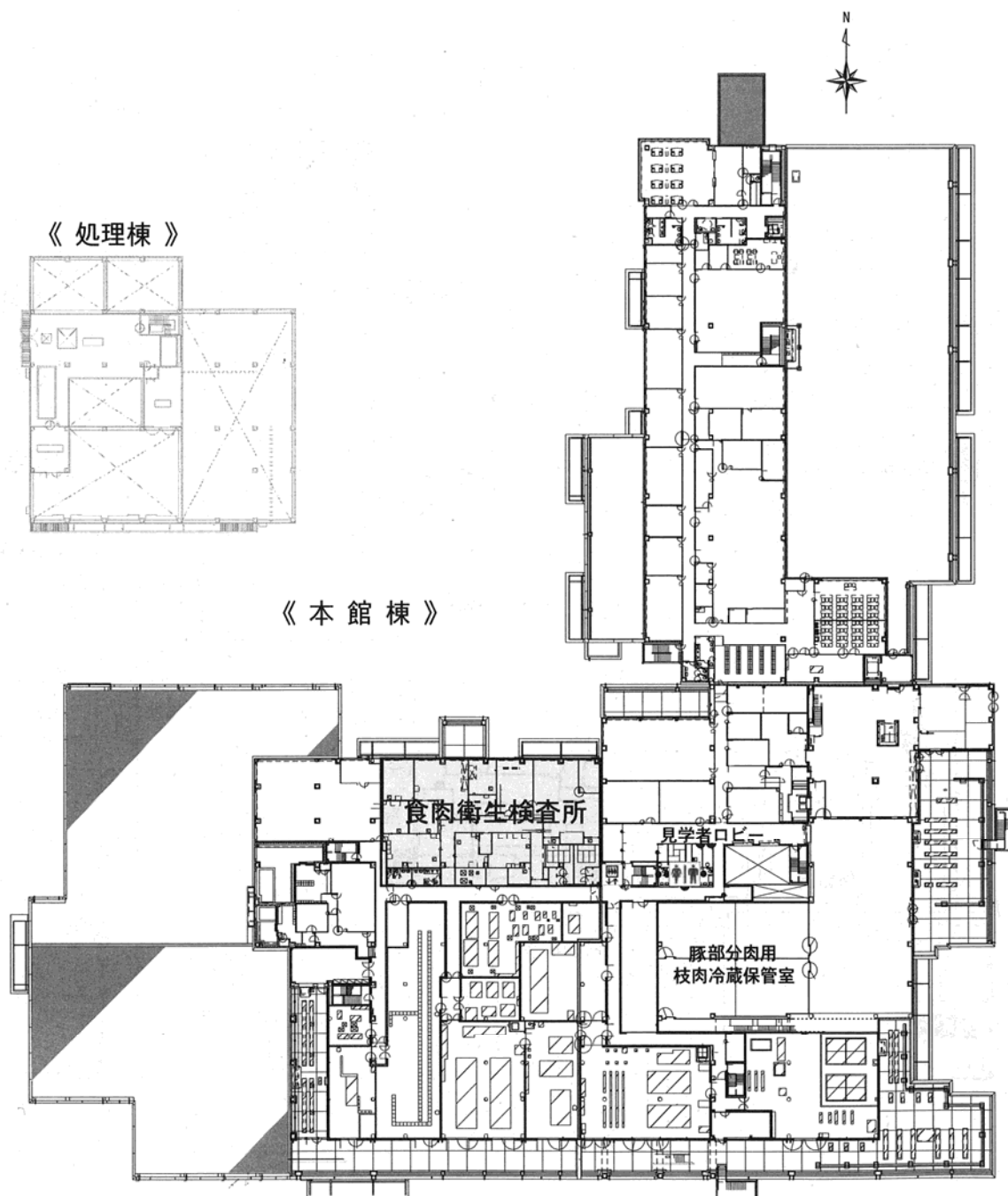
ホームページ

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-14-0-0-0-0-0-0-0.html>

南部市場全図（名古屋市南部と畜場） 1 階



南部市場全図（名古屋市南部と畜場）2階



第2章 と 畜 検 査

1 と畜検査の概要

(1) と畜検査頭数

総と畜検査頭数は、223,910 頭で、前年度に比較して 2,084 頭の減であった。

畜種別内訳は、牛 8,258 頭（前年度より 2,047 頭の減）、豚 215,646 頭（前年度より 35 頭の減）、こ牛は 6 頭（前年度より 2 頭の減）であった。

(2) と畜検査の結果に基づく措置について

と畜検査の結果、廃棄等の措置を講じたものの内訳は次のとおりであった。

ア 全部廃棄・・・・・・・・155 頭

（全部廃棄の内訳）

牛（19 頭）・・・・尿毒症 9、牛白血病 5、黄疸 3、水腫 2

豚（136 頭）・・・・敗血症 79、膿毒症 37、豚丹毒 8、水腫 5、黄疸 4、腫瘍 1、白血病 1、変性又は萎縮 1

イ 一部廃棄・・・・・・・・125,155 頭

総頭数に占める一部廃棄頭数の割合は 55.9%にあたり、炎症または炎症産物による汚染が一部廃棄頭数の 87.5%を占めている。

(3) 精 密 検 査

精密検査延頭数は、2,280 頭（牛 2,154 頭、こ牛 8 頭、豚 118 頭）であった。

検査項目別延件数は、7,554 件であり、そのうち敗血症のための検査が、44.1%を占めた。病理検査は主に腫瘍を中心とした肉眼的には不明な病気の解明等に、理化学検査は、尿毒症・黄疸等を中心に実施した。また、1,393 頭（牛 101 頭、豚 1,292 頭）に対し、食肉中の残留動物用医薬品検査を行った。

(4) そ の 他

ア 調査・研究

と畜検査業務は、常に学術・検査技術の研鑽が求められているため、当所においても業務研修・調査・研究を行い、検査技術資質の向上に努めている。またこれにより得られた知見を学会、研修等で発表した。

イ 教育・研究機関に対する協力

教育・研究機関がと畜場で行う、牛、豚の組織、器官の検体採取に対する協力を行った。

また、各種機関からの研修要請を受けこれに応えている。

ウ 消費者等に対する広報教育活動

食肉衛生知識の向上をはかるため、と畜場見学者に対し衛生講習会を実施するほか、食肉・食品関連のイベントにおいて、リーフレットの配布やパネル展示等を行った。また、保健所等が開催する講習会に講師を派遣した。

エ と畜検査証明等

関係業者からの申請に基づき、と畜検査証明書を交付した（牛 232 件、豚 2 件、豚足 8 件、豚耳 1 件、豚原皮 1 件）。また、対マカオ輸出食肉衛生証明書を交付した（牛 8 件）。

2 と畜検査頭数

(1) 月別と畜検査頭数

(単位：頭)

月	検査日数	計	牛			こ牛	豚
			肉用種	乳用種	牛計		
計	250	223,910	6,754	1,504	8,258	6	215,646
4	21	19,303	604	156	760	—	18,543
5	22	19,990	573	133	706	2	19,282
6	19	15,884	456	129	585	—	15,299
7	22	18,307	532	145	677	—	17,630
8	20	17,626	549	110	659	1	16,966
9	20	18,216	430	137	567	1	17,648
10	22	20,654	604	127	731	1	19,922
11	21	20,205	791	111	902	—	19,303
12	23	20,303	763	126	889	1	19,413
1	21	18,662	484	121	605	—	18,057
2	19	17,007	493	105	598	—	16,409
3	20	17,753	475	104	579	—	17,174

(2) と畜検査頭数の推移(平成 21 年度～25 年度)

(単位：頭)

年度	21	22	23	24	25
牛	10,953	10,374	11,372	10,305	8,258
こ 牛	3	4	10	8	6
馬	—	—	—	—	—
豚	231,249	222,081	213,915	215,681	215,646
めん羊	—	—	—	—	—

(3) 産地別と畜検査頭数

(単位：頭)

出荷地	24年度	25年度	牛	こうし	豚
総 計	225,994	223,910	8,258	6	215,646
北海道	650	127	127	－	－
岩手	16	2	2	－	－
秋田	92	－	－	－	－
茨城	1	－	－	－	－
栃木	－	415	415	－	－
群馬	－	－	12	－	－
千葉	－	－	12	－	－
福井	1,402	617	－	－	617
長野	877	674	142	－	532
岐阜	48,509	48,568	292	－	48,276
静岡	3,942	2,229	299	－	1,930
愛知	150,765	149,877	5,453	6	144,418
三重	15,839	18,023	63	－	17,960
滋賀	1,750	1,836	－	－	1,836
鳥取	75	77	－	－	77
長崎	145	12	12	－	－
宮崎	1,287	825	825	－	－
鹿児島	586	604	604	－	－

3 と畜検査結果に基づく措置

(1) とさつ禁止、解体禁止及び廃棄件数（原因別）

畜種区分 疾病		24年度			25年度			牛			こ牛			豚		
		禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
廃 棄 実 頭 数		-	148	131,016	-	155	125,155	-	19	5,310	-	-	6	-	136	119,839
計		-	148	139,703	-	155	133,000	-	19	6,553	-	-	8	-	136	126,439
細菌病	炭 素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豚 丹 毒	-	15	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-
	サルモネラ症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	結 核 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ブルセラ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	破 傷 風	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放 線 菌 病	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウイルス・リケッチア病	豚 コ レ ラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	3	-	-	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
原虫病	トキソプラズマ病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寄生虫病	の う 虫 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジ ス ト マ 病	-	-	20	-	-	17	-	-	17	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の疾病	膿 毒 症	-	42	-	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-
	敗 血 症	-	56	-	-	79	-	-	-	-	-	-	-	-	79	-
	尿 毒 症	-	9	-	-	9	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-
	黄 疸	-	6	1	-	7	1	-	3	-	-	-	-	-	4	1
	水 腫	-	14	543	-	7	530	-	2	140	-	-	-	-	5	390
	腫 瘍	-	2	8	-	2	20	-	-	1	-	-	-	-	2	19
	中 毒 諸 症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	炎症又は炎症産物による汚染	-	-	121,174	-	-	116,310	-	-	3,712	-	-	6	-	-	112,592
	変性又は萎縮	-	1	3,756	-	1	2,850	-	-	1,045	-	-	1	-	1	1,804
	伝達性海綿状脳症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	14,198	-	-	13,272	-	-	1,638	-	-	1	-	-	11,633

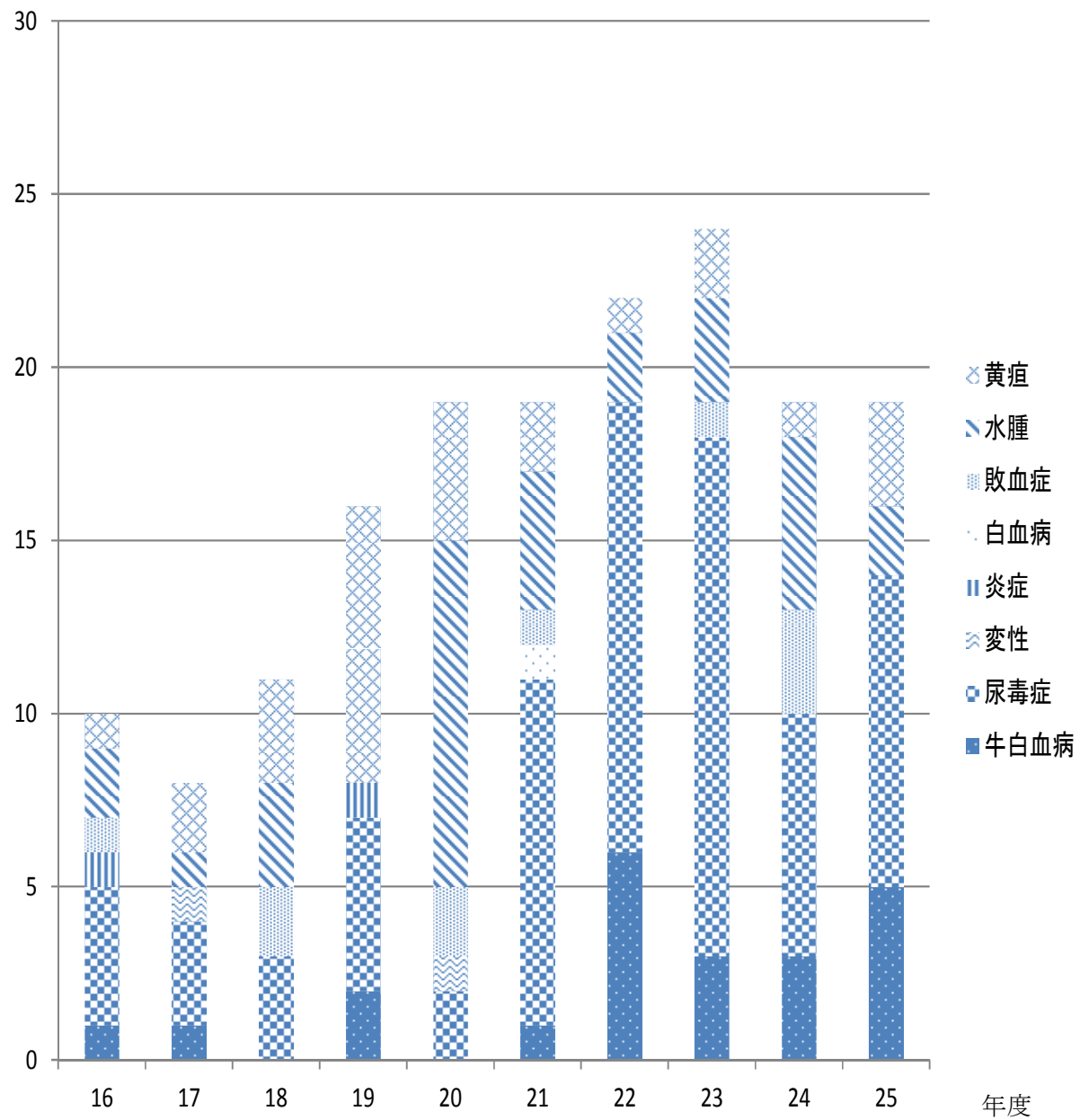
(2) 全部廃棄：全身性の疾病・異常がある場合、獣畜の肉・内臓・皮等、1頭全てを廃棄する措置
 ア 全部廃棄理由

(単位：頭)

区 分	牛	こ牛	豚
敗 血 症	—	—	79
膿 毒 症	—	—	37
豚 丹 毒	—	—	8
尿 毒 症	9	—	—
水 腫	2	—	5
黄 疸	3	—	4
変 性 又 は 萎 縮	—	—	1
牛 白 血 病	5	—	—
腫 瘍	—	—	1
白 血 病	—	—	1
計	19	—	136

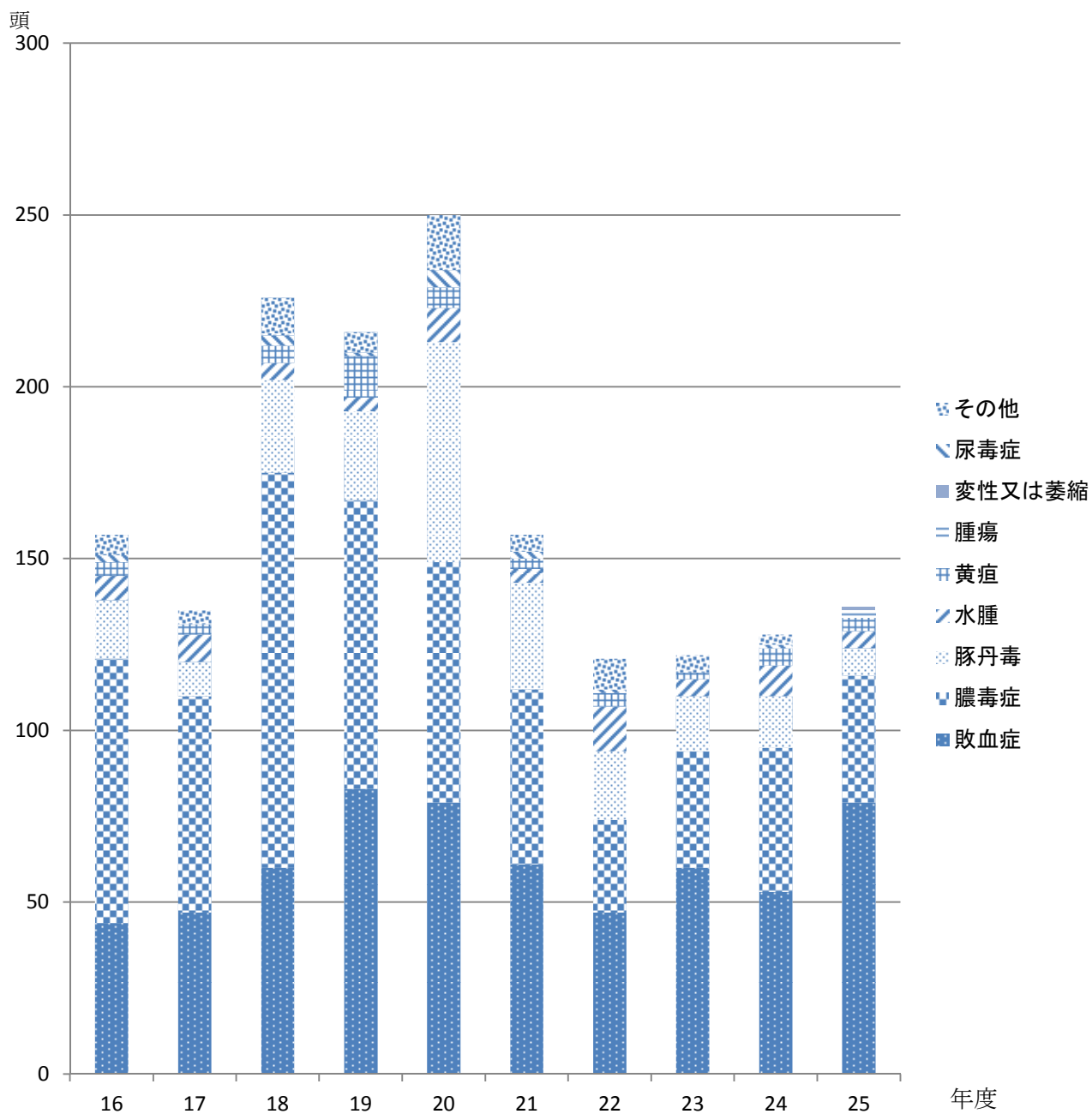
イ 全部廃棄頭数の推移＜牛＞

頭



年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
検査頭数	8,438	8,142	7,781	13,409	12,664	10,953	10,374	11,372	10,305	8,258
全部廃棄頭数	10	8	11	16	19	19	22	24	19	19
割合 (%)	0.12	0.10	0.14	0.12	0.15	0.17	0.21	0.21	0.18	0.23

ウ 全部廃棄頭数の推移＜豚＞



年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
検査頭数	181,462	185,576	185,812	190,323	219,968	223,527	231,249	213,915	215,681	215,646
全部廃棄 頭 数	157	135	226	216	250	157	121	122	128	136
割合 (%)	0.08	0.07	0.12	0.10	0.11	0.07	0.05	0.06	0.06	0.06

- (3) 一部廃棄：疾病・異常が全身性ではなく獣畜の一部分に限られる場合、該当する部分を廃棄する措置

ア 一部廃棄件数

No.	疾病名	牛	こ牛	豚	計
	検査頭数	8,258	6	215,646	223,910
1	肝包膜炎	23	-	4,356	4,379
2	肝炎	2,548	4	10,680	13,232
3	胆管炎	398	-	-	398
4	肝小葉壊死	88	-	-	88
5	肝蛭症	17	-	-	17
6	脂肪肝	138	1	991	1,130
7	肝富脈斑	2	-	-	2
8	好酸球性小葉間静脈炎	46	-	-	46
9	肝膿瘍	179	1	48	228
10	肝硬変	3	-	28	31
11	うっ血肝	36	-	110	146
12	肝その他	-	-	1	1
13	褪色肝	13	-	140	153
14	産褥肝	2	-	-	2
15	鋸屑肝	400	-	-	400
16	壊死性肝炎	3	-	-	3
17	のう胞肝	-	-	2	2
18	寄生虫性肝炎	-	-	10,412	10,412
19	肝混濁	1	-	25	26
20	心外膜炎	20	-	6,456	6,476
21	心筋変性	1	-	17	18
22	心筋出血	35	-	30	65
23	心肥大	1	-	127	128
24	心筋炎	1	-	1	2
25	心筋膿瘍	1	-	3	4
26	肺炎	290	1	-	291
27	胸膜炎	362	-	17,690	18,052
28	異物吸入肺	25	-	-	25
29	血液吸入肺	437	-	3,649	4,086
30	肺その他	-	-	5	5
31	肺膿瘍	22	-	2,529	2,551

No.	疾病名	牛	こ牛	豚	計
32	肺気腫	154	-	64	218
33	豚流行性肺炎(MPS)	-	-	49,415	49,415
34	胸膜肺炎(ヘモ、APP)	-	-	14,504	14,504
35	化膿性肺炎	14	-	263	277
36	胃炎	4	-	-	4
37	小腸炎	67	-	-	67
38	腸炎	17	-	12,768	12,785
39	大腸炎	23	-	-	23
40	胃腸炎	55	6	-	61
41	直腸周囲脂肪壊死	129	-	-	129
42	腸間膜脂肪壊死	82	-	-	82
43	腸間膜リンパ節乾酪壊死	-	-	666	666
44	腸気泡症	-	-	115	115
45	臍ヘルニア	-	-	1,745	1,745
46	増殖性腸炎	-	-	936	936
47	横隔膜膿瘍[サガリ]	2	-	-	2
48	横隔膜変性[サガリ]	34	-	-	34
49	横隔膜炎[サガリ]	86	-	-	86
50	横隔膜膿瘍	25	-	1	26
51	横隔膜変性	5	-	-	5
52	横隔膜炎	34	-	1,760	1,794
53	腎炎	86	5	531	622
54	腎周囲脂肪壊死	180	-	-	180
55	腎膿瘍	14	-	47	61
56	腎変性	3	-	47	50
57	腎結石	1	-	-	1
58	腎点状出血	10	1	43	54
59	腎梗塞	-	-	2	2
60	のう胞腎	3	-	1,359	1,362
61	萎縮腎	3	-	65	68
62	腹膜炎	-	-	7,276	7,276
63	頭部膿瘍	-	-	4	4
64	舌炎	2	-	-	2

No.	疾病名	牛	こ牛	豚	計
65	皮膚腫瘍	-	-	1	1
66	膀胱炎	2	-	-	2
67	子宮内膜炎	-	-	1	1
68	乳房炎	-	-	1	1
69	脾腫	1	-	6	7
70	脾炎	10	-	5	15
71	捻転脾	-	-	9	9
72	黄疸	-	-	1	1
73	筋肉膿瘍	50	-	7,377	7,427
74	筋肉出血	1,047	-	4,545	5,592
75	筋肉変性	107	-	492	599
76	筋肉水腫	140	-	390	530
77	関節炎	1	-	471	472
78	骨折	4	-	130	134
79	異所骨形成	-	-	30	30
80	奇形	-	-	3	3
81	黒色腫(メラノーマ)	1	-	18	19
82	筋肉外傷	-	-	4	4
83	脱臼	5	-	28	33
84	筋脂肪置換	-	-	1	1
85	筋肉腫瘍	-	-	1	1
86	そ径ヘルニア	-	-	18	18
87	会陰ヘルニア	-	-	1	1
88	脊椎膿瘍	-	-	213	213
89	尾咬症	-	-	93	93
90	尾炎	1	-	-	1

(4) 事故畜と室におけると畜検査(再掲)

生体検査で疾病・異常が疑われた獣畜等は一般のと室ではなく、専用の事故畜と室でとさつ解体及びと畜検査を実施した。

ア 月別検査頭数

(単位：頭)

区 分	牛	こ牛	豚	計
4 月	1	—	150	151
5	3	2	137	142
6	4	—	108	112
7	12	—	127	139
8	7	—	136	143
9	13	1	151	165
1 0	7	1	147	155
1 1	7	—	132	139
1 2	10	1	127	138
1	11	—	125	136
2	10	—	116	126
3	1	—	142	143
計	86 (1.04%)	5 (83.3%)	1,598 (0.74%)	1,689 (0.75%)

注：(%)は、各畜種ごとの全検査頭数に占める割合を示す。

イ 検査結果

(単位：頭)

（単位：頭）

区 分		牛	こ牛	豚	計
事 故 畜 検 査		86	5	1,598	1,689
と 殺 ・ 解 体 禁 止		—	—	—	—（—％）
全 部 廃 棄	と 畜 場 法 に よ る	15	—	50	65（3.8％）
	食 品 衛 生 法 に よ る	—	—	—	—（—％）
一 部 廃 棄		68	5	1,195	1,268 （75.1％）

注：(%)は事故畜と室における検査頭数に占める割合を示す。

4 精密検査件数

(1)総 数

検査項目 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総 数	2280	112	3508	277	2234	1267	90	4	17	124	124	652	609	36	2068		52	7554
病畜の一般検査	72		72	144			72					500	463					1179
敗 血 症	93	79	1024	98	2040	1180	1					7	8					3334
膿 毒 症																		
豚丹毒	(敗血症型)	3	3	33	3	68	21										4	96
	(皮膚型)	5	5	27		38	56											94
	(関節炎型)	10		80		80											5	85
トキソプラズマ病																		
腫 瘍	2	1	22						1	22	22							45
牛 白 血 病	5	5	97	4			3	3	14	92	92	34	27					269
白 血 病	1	1	11					1	2	10	10	7	2					32
黄 疸	7	6	26	4	8	10	2					20	25	6			10	85
尿 毒 症	10	9	40	20			10					70	68	30			27	225
水 腫	3	2	5	4			2					14	16				3	39
炎 症																		
変 性	1	1	3														3	3
伝達性海綿状脳症	2068		2068												2068			2068
萎縮性鼻炎																		
サルモネラ症																		
そ の 他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(2)畜種 牛

検査項目 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総 数	2154	19	2301	167	30	10	84	3	14	92	92	603	564	33	2066		33	3791
病畜の一般検査	66		66	132			66					458	424					1080
敗 血 症	1		15	3	22		1					7	8					41
膿 毒 症																		
豚丹毒	(敗血症型)																	
	(皮膚型)																	
	(関節炎型)																	
トキソプラズマ病																		
腫 瘍																		
牛 白 血 病	5	5	97	4			3	3	14	92	92	34	27					269
白 血 病																		
黄 疸	3	3	12	4	8	10	2					20	21	3			3	71
尿 毒 症	10	9	40	20			10					70	68	30			27	225
水 腫	3	2	5	4			2					14	16				3	39
炎 症																		
変 性																		
伝達性海綿状脳症	2066		2066												2066			2066
萎縮性鼻炎																		
サルモネラ症																		
そ の 他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(3)畜種 二牛

検査項目 病名		延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
					直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総	数	8		8	12			6					42	39		2			101
病畜の一般検査		6		6	12			6					42	39					99
敗	血症																		
膿	毒症																		
豚丹毒	(敗血症型)																		
	(皮膚型)																		
	(関節炎型)																		
トキソプラズマ病																			
腫	瘍																		
牛	白血病																		
白	血病																		
黄	疸																		
尿	毒症																		
水	腫																		
炎	症																		
変	性																		
伝達性海綿状脳症		2		2												2			2
萎縮性鼻炎																			
サルモネラ症																			
そ	の																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

(4)畜種 豚

検査項目 病名	延検査頭数	病名決定頭数	検査検体数	細菌検査			原虫検査	病理検査				理化学検査			プリオン検査		その他の検査	延検査件数
				直接鏡検	培養検査	同定		血液検査	細胞診	組織検査	その他	血球検査	血清検査	その他	エライザ	その他		
総 数	118	93	1199	98	2204	1257		1	3	32	32	7	6	3			19	3662
病畜の一般検査																		
敗 血 症	92	79	1009	95	2018	1180												3293
膿 毒 症																		
豚丹毒	(敗血症型)	3	3	33	3	68	21										4	96
	(皮膚型)	5	5	27		38	56											94
	(関節炎型)	10		80		80											5	85
トキソプラズマ病																		
腫 瘍	2	1	22						1	22	22							45
牛 白 血 病																		
白 血 病	1	1	11					1	2	10	10	7	2					32
黄 疸	4	3	14										4	3			7	14
尿 毒 症																		
水 腫																		
炎 症																		
変 性	1	1	3														3	3
伝達性海綿状脳症																		
萎縮性鼻炎																		
サルモネラ症																		
そ の 他																		

同一家畜で2種以上の疾病を検査した場合は、それぞれの疾病ごとに記載

5 精密検査結果

(1) 食肉中の残留動物用医薬品検査結果

ア 検査頭数及び検査項目数

区 分		事故畜・保留畜			健 康 畜		
		牛	豚	計	牛	豚	計
検 査 頭 数		89	1,244	1,333	12	48	60
検 体 数		267	3,710	3,977	36	144	180
検 査 項 目 数 計		269	3,833	4,102	348	1,396	1,744
検 査 項 目	簡 易 検 査 法	267	3,710	3,977	36	144	180
	エ ト パ ベ ー ト	-	3	3	12	48	60
	オ キ シ ベ ン ダ ゾ ー ル	-	3	3	12	48	60
	オ ル メ ト プ リ ム	-	3	3	12	48	60
	ク ロ サ ン テ ル	-	3	3	12	48	60
	ク ロ ピ ド ー ル	-	3	3	12	48	60
	酢 酸 メ レ ン ゲ ス テ ロ ー ル	-	3	3	12	48	60
	ジ ク ラ ズ リ ル	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ キ ノ キ サ リ ン	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ ク ロ ル ビ リ ダ ジ ン	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ ジ ア ジ ン	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ ジ ミ ジ ン	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ ジ メ ト キ シ ン	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ チ ア ゾ ー ル	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ ド キ シ ン	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ ビ リ ジ ン	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ ベ ン ズ ア ミ ド	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ メ ト キ サ ゾ ー ル	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ メ ト キ シ ピ リ ダ ジ ン	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ メ ラ ジ ン	-	3	3	12	48	60
	ス ル フ ァ モ ノ メ ト キ シ ン	-	3	3	12	48	60
	チ ア ベ ン ダ ゾ ー ル	-	3	3	12	48	60
	ト リ メ ト プ リ ム	-	3	3	12	48	60
	酢 酸 ト レ ン ボ ロ ン	-	3	3	12	48	60
	ナ イ カ ル バ ジ ン	-	3	3	12	48	60
	フ ル ベ ン ダ ゾ ー ル	-	3	3	12	48	60
	5-プロピルスルフォニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン	-	3	3	12	48	60
	分 別 推 定 法	2	24	26	-	1	1
	テ ト ラ サ イ ク リ ン	-	7	7	-	1	1
	オ キ シ テ ト ラ サ イ ク リ ン	-	7	7	-	1	1
	ク ロ ル テ ト ラ サ イ ク リ ン	-	7	7	-	1	1
	ド キ シ サ イ ク リ ン	-	-	-	-	-	-
	ア ン ピ シ リ ン	-	-	-	-	-	-
	ベ ン ジ ル ペ ニ シ リ ン	-	-	-	-	-	-
	エ ン ロ フ ロ キ サ シ ン	-	-	-	-	-	-
	ダ ノ フ ロ キ サ シ ン	-	-	-	-	-	-
	オ ル ビ フ ロ キ サ シ ン	-	-	-	-	-	-

イ 行政処分

(単位:頭)

行 政 処 分	事故畜・保留畜			健 康 畜		
	牛	豚	検 出 薬 剤	牛	豚	検 出 薬 剤
食品衛生法による廃棄	—	—	—	—	—	—
と畜場法による廃棄	—	1	スルファモノトキシ	—	—	—

第3章 衛 生 監 視 指 導

1 衛生監視指導

と殺解体工程の他、枝肉の冷蔵庫保管・入出庫時の取扱い、輸送時の取扱い等の衛生監視を行った。

5～8月には、生食用食肉の取扱い状況について監視指導を実施した。

また、夏期（7～8月）や、と畜頭数の増大する年末には、と畜関係業者に食肉や施設の衛生保持を喚起するため衛生監視を強化し、汚染源の排除や適切な温度・衛生管理を指導した。

（1）食品衛生監視指導

ア 許可を要する食品関係営業施設

区 分	施 設 数	監視指導件数
飲食店営業	1 施設	0 件
食肉処理業	1 0	4 3 6
食肉販売業	3	5 1
乳類販売業	1	1

イ 許可を要しない食品関係営業施設

区 分	施 設 数	監視指導件数
食品販売業	7 施設	2 5 件

（2）と畜衛生指導

と畜場の施設・設備、清掃状況、汚物・排水・廃棄物等の適正処理について監視するとともに、と殺解体作業における HACCP システムの考え方にそった衛生管理について指導助言した。また、微生物汚染検査を定期的実施し、改善の必要な事項について市場管理者や作業管理者に通知・指導した。

2 微生物等汚染検査

牛 80 頭、豚 80 頭について枝肉のふきとり検査を実施した。このうち、牛 11 頭については再度ふきとり検査を実施した。

（1）と体ふきとり

ア 微生物検査

区 分	頭数	検体数	一 般 細菌数	大腸菌 数	大腸菌 群 数	0157	026	0111	サルモネラ	黄 色 ブドウ球菌	カンピロバ クター
牛	80	182	182	182	182	91	91	91	80	80	80
豚	80	160	160	160	160	0	0	0	80	80	80
計	160	342	342	342	342	91	91	91	160	160	160

イ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク質（GFAP）の残留量調査

検 体	頭数	検体数
牛枝肉	50	100

(2) その他ふきとり等

検 体	検体数	一般細菌数	大腸菌数	大腸菌群数	サルモネラ	カンピロバクター	黄色ブドウ球菌	0157	026	0111
食肉処理施設等	71	71	71	71	0	0	0	71	71	71

(3) と体ふきとり検査結果(再検査を除く)

ア 一般細菌数(1頭から2検体採取) /cm²

検 体	<10 ¹	<10 ²	<10 ³	<10 ⁴	<10 ⁵	計
牛 枝 肉	14	73	56	17	0	160
豚 枝 肉	31	47	72	8	2	160

イ 大腸菌数と大腸菌群数 (1頭から2検体採取) /cm²

検 体	大腸菌数		大腸菌群数	
	0	>0	<1.0	≥1.0
牛 枝 肉	144	16	157	3
豚 枝 肉	128	32	125	35

ウ 食中毒菌 /200cm²

検 体	サルモネラ		カンピロバクター		黄色ブドウ球菌	
	陰 性	陽 性	陰 性	陽 性	陰 性	陽 性
牛 枝 肉	80	0	80	0	80	0
豚 枝 肉	80	0	77	3	72	8

エ 腸管出血性大腸菌 O157 /200cm²

検 体	陰 性	陽 性	計
牛 枝 肉	79	1	80

オ 腸管出血性大腸菌 O26 /200cm²

検 体	陰 性	陽 性	計
牛 枝 肉	80	0	80

カ 腸管出血性大腸菌 O111 /200cm²

検 体	陰 性	陽 性	計
牛 枝 肉	80	0	80

キ GFAP /100cm²

検 体	陰 性	陽 性	計
牛 枝 肉	100	0	100

第4章 食鳥検査

1 食鳥検査の概要

市内食鳥処理場はすべて 30 万羽以下の認定小規模処理施設である。「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき管轄する保健所の食鳥検査員が監視指導を行い、冷却水・湯漬水の採取や拭き取り、鶏肉の収去を実施している。食肉衛生検査所は、これらの検体の微生物汚染検査及び残留動物用医薬品検査を行っている。

2 微生物汚染検査

(1) 検査件数

区 分	検体数	項目数	項 目 数 内 訳				
			生菌数	大腸菌群数	サルモネラ	カンピロバクター	黄色ブドウ球菌
総 数	64	268	64	64	64	64	12
処理水	13	52	13	13	13	13	0
ふきとり	39	156	39	39	39	39	0
ささみ	12	60	12	12	12	12	12

(2) 検査結果

ア 処理水

区 分	検体数	生 菌 数 平 均 値 (/ m l)	大腸菌群数 平 均 値 (/ m l)	サ ル モ ネ ラ 検 出 検 体 数 (検出率)	カ ン ピ ロ バ ク タ ー 検 出 検 体 数 (検出率)
湯漬水	4	3,300	24.8	1 (25%)	0 (0%)
冷却水	9	890	7.9	0 (0%)	1 (11%)

イ ふきとり

区 分	検体数	生 菌 数 平 均 値 (/ c m ²)	大腸菌群数 平 均 値 (/ c m ²)	サ ル モ ネ ラ 検 出 検 体 数 (検出率)	カ ン ピ ロ バ ク タ ー 検 出 検 体 数 (検出率)
と 体	6	2,600	29	1 (17%)	2 (33%)
包 丁	8	7,500	140	0 (0%)	0 (0%)
ま な 板	10	4,500	270	0 (0%)	1 (10%)
シ ン ク	4	1,100	1.8	0 (0%)	0 (0%)
そ の 他	11	2,300	27	1 (9.1%)	2 (18%)

ウ ささみ

ささみ	検体数	生菌数 平均値 (／g)	大腸菌群数 平均値 (／g)	サルモネラ 検出検体数 (検出率)	カンピロバクター 検出検体数 (検出率)	黄色ブドウ球菌 検出検体数 (検出率)
	12	11,000	470	2(17%)	4(33%)	0(0%)

3 食肉中の残留動物用医薬品検査結果(食鳥肉)

(1) 検査羽数及び検査項目数

区 分		食 鳥 肉
検 体 羽 数		4
検 体 数		4
検 査 項 目 数 計		108
検 査 項 目 内 訳	簡 易 検 査 法	4
	エ ト パ ベ ー ト	4
	オ キ シ ベ ン ダ ゾ ー ル	4
	オ ル メ ト プ リ ム	4
	ク ロ サ ン テ ル	4
	ク ロ ピ ド ー ル	4
	酢 酸 メ レ ン ゲ ス テ ロ ー ル	4
	ジ ク ラ ズ リ ル	4
	ス ル フ ァ キ ノ キ サ リ ン	4
	ス ル フ ァ ク ロ ル ピ リ ダ ジ ン	4
	ス ル フ ァ ジ ア ジ ン	4
	ス ル フ ァ ジ ミ ジ ン	4
	ス ル フ ァ ジ メ ト キ シ ン	4
	ス ル フ ァ チ ア ゾ ー ル	4
	ス ル フ ァ ド キ シ ン	4
	ス ル フ ァ ピ リ ジ ン	4
	ス ル フ ァ ベ ン ズ ア ミ ド	4
	ス ル フ ァ メ ト キ サ ゾ ー ル	4
	ス ル フ ァ メ ト キ シ ピ リ ダ ジ ン	4
	ス ル フ ァ メ ラ ジ ン	4
	ス ル フ ァ モ ノ メ ト キ シ ン	4
	チ ア ベ ン ダ ゾ ー ル	4
	ト リ メ ト プ リ ム	4
	酢 酸 ト レ ン ボ ロ ン	4
	ナ イ カ ル バ ジ ン	4
	フ ル ベ ン ダ ゾ ー ル	4
	5 - プ ロ ピ ル ス ル フ オ ニ ル - 1 H - ベ ン ズ イ ミ ダ ゾ ー ル - 2 - ア ミ ン	4

(2) 検査結果

4 検体すべて合格であった。

第5章 そ の 他

1 講習会、見学等実施回数および参加者

参 加 者 数			うち他府県市からの参加者	
区 分	実施回数	参加者	実施回数	参加者
計	45 回	763 人	8 回	131 人
4 月	1	10	—	—
5 月	—	—	—	—
6 月	5	96	2	33
7 月	5	80	2	30
8 月	6	141	1	56
9 月	3	57	—	—
10 月	7	102	—	—
11 月	7	107	2	10
12 月	1	35	—	—
1 月	2	32	—	—
2 月	5	79	—	—
3 月	3	24	1	2

2 研修

月 日	内 容	受講者 ○発表者
5 月 21 日	食品に関するリスクコミュニケーション～牛海綿状脳症(BSE) 対策見直し説明会～	市川
5 月 22～24 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第 1 回役員会、総会及び第 66 回病理研修会	木田
5 月 23～24 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第 66 回病理研修会	木田、○對馬
6 月 12 日～7 月 5 日	国立保健医療科学院食肉衛生検査研修	大川
10 月 4 日	第 31 回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	曾田
11 月 13～15 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会第 3 回役員会及び第 67 回病理研修会	○橋本
11 月 20～21 日	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会第 33 回総会及び研修会	鈴木
1 月 20～22 日	平成 25 年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修会	井上
1 月 28 日	と畜場及び衛生検査所視察研修(滋賀食肉センター)	高橋、岩
2 月 6 日	食品衛生業務報告会	木田、○松葉

3 教育・研究用の検体採取に対する協力

医学研究や学校教育等には、一般には流通しない新鮮な牛豚の臓器等が必要とされる場合がある。これらの状況に対応するため、関係者と調整を図り、検体採取への協力を行った。

協 力 先	畜 種 別 臓 器 ・ 部 位		件 数
	牛	豚	
愛 知 学 院 大 学	歯	—	4
愛 知 県 農 業 総 合 試 験 場	卵巣	—	4
計			8

第6章 調 査 研 究

豚の肝臓腫瘍

名古屋市食肉衛生検査所 對馬 真由歌

動物名：豚 品種：雑種 性別：雌 年齢：不明(種母豚)

病歴：不明

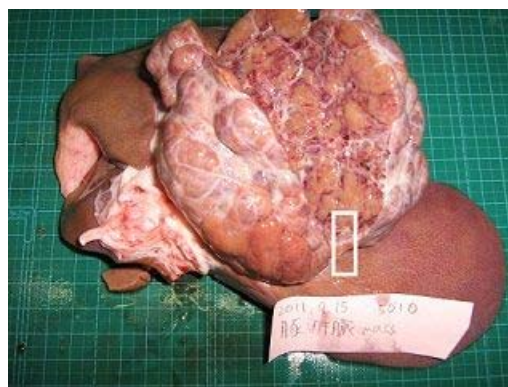
生体所見：健康畜として搬入、生体検査で異常を認めず

内臓所見：肝臓臓側面に、小児頭大ほどのドーム状に隆起した境界明瞭な腫瘍が形成されていた。腫瘍は皮膜で覆われて凹凸があり、肝臓実質よりもやや硬く、断面は充実性で淡灰黄色を呈し大小不整形の結節で構成されていた。その他の臓器に肉眼的な著変は見られなかった。

組織所見：腫瘍は結合組織により大小多数の結節に区画され、肝細胞類似の腫瘍細胞より形成されていた。腫瘍細胞は2～5層の不規則な索状配列をなし、類洞様構造が認められた。部位により類洞様構造の細網線維の減少・消失または増生が認められ、また腺腔状の増殖もみられ、腫瘍性増殖を取り囲むような結合組織の増生がみられた。腫瘍細胞の核は類円形で大小不同、細胞質はすりガラス状で、核分裂像はわずかに認められた。結節の部位によっては結合組織の増生とともに胆管の増生がみられた。

固定方法：10%中性緩衝ホルマリン液

切り出し部位（図示）：



行政処分：一部廃棄

組織診断名：肝細胞癌

疾病診断名：肝細胞癌

牛の上顎部腫瘤

名古屋市食肉衛生検査所 橋本 幸江

動物名：牛 品種：黒毛和種 性別：雌 年齢：27ヶ月齢

病歴：不明

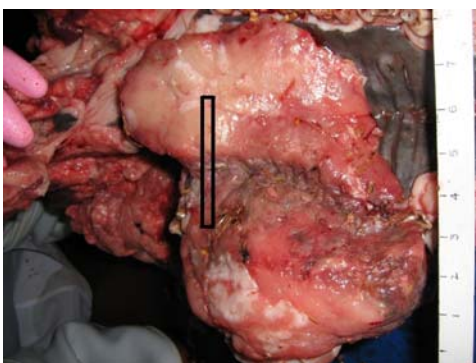
生体所見：一般畜として搬入された。特に著変は認められなかった。

肉眼所見：頭部検査時に左上顎部と上顎口蓋にそれぞれ15×11×10cm、16×6×2cmの黄みがかった乳白色の腫瘤を認めた。二つの腫瘤は左上顎臼歯を挟み、巻き込むようにして並置していた。腫瘤の表面には多少凹凸があり、諸所に膿瘍が認められた。腫瘤の断面はどちらも弾力性に富んでおりおよそ均一であったが、内部には一部骨様構造物が認められ、臼歯や上顎骨が本来あるべき部位は手で裂くことができるような繊維状や粒子状物質で占められていた。

組織所見：腫瘤には歯胚の形成を連想させるような、歯源性上皮様部の陥入や胞巣構造を示すエナメル器様構造が散見され、エナメル芽細胞やゾウゲ芽細胞の増殖も認められ、一部には不整形のエナメル質、ゾウゲ質が形成されていた。また、深部には不定形の骨梁が形成され、骨梁は骨芽細胞で取り囲まれ、周囲には破骨細胞も認められた。腫瘤の大部分は血管増生を伴った線維様組織で構築されていた。線維様組織には、類円形から卵円形の明るい核を持つ線維芽細胞様の腫瘍細胞の増殖を認めた。腫瘍細胞の核に、異型性や分裂像はみられなかった。

固定方法：10%中性緩衝ホルマリンで固定

切り出し部位：



左図の断面より切り出し。

行政処分：一部廃棄（頭部膿瘍）

組織診断名：エナメル上皮線維歯牙腫

疾病診断名：エナメル上皮線維歯牙腫

と畜場におけるシャワー式消毒槽の検討

名古屋市食肉衛生検査所 ○松葉 玲 木田桃子 中西俊明

1 はじめに

と殺・解体に用いるナイフ等の消毒は 83℃以上の温湯を使用することが義務付けられており、現在と畜場では漬け込み式の消毒槽が使用されている。漬け込み式の消毒槽においては絶えず熱湯を流して温度を保っているため、周囲の温度も上がり、特に夏場においては作業環境悪化の一要因となっている。

今回、と畜場管理者と連携し、と殺解体従事者に負担感が少なく、労働環境改善につながる新たな消毒方法としてシャワー式の消毒槽を検討し、シャワーによる洗浄効果がどれくらいあるのか調べるため、実験を行った。

2 方法

(1) 試験 1 牛脂に菌を混ぜてのふきとり

①シャワー式新消毒槽 水量 約 4 L/min

②牛脂の前処理

牛の腸間膜の脂肪、心周囲の脂肪を集め、フードプロセッサーにかけた後、煮ることで分離してきた脂肪をざるで濾したものを滅菌し、使用した。

③大腸菌の調製と牛脂への混合

大腸菌 (*Escherichia coli* VT-) を TSA 培地に全面塗抹し、35℃・約 18 時間培養したシャーレ (直径 8.5cm) を 8 分割したものを使用した。

100ml に計った滅菌牛脂を滅菌したホモゲナイズカップに入れ、大腸菌の生えた TSA 培地 8 分の 1 とともにホモゲナイズした。

④菌入り牛脂のナイフへの塗布

ステンレスナイフ 10 本に滅菌スポンジで、目視にて同じくらい (筋目残り、油のやや粒状にうっすら残る程度) になるよう刃の両面に菌入り牛脂を塗布した。

⑤ナイフの洗浄とふきとり

菌入り牛脂を塗ったナイフ 10 本をシャワーで両面を 3 秒洗浄し、滅菌コットンにてナイフの刃の両面をふきとる。その後、10%Tween 加滅菌生理食塩水 10ml を加え、検体とした。その後、ナイフは温湯で消毒し、ナイフを冷ます目的で水をかけて、清潔なペーパーにて水気をふきとった。10 本目が終了した後、あらためて菌入り牛脂を 10 本のナイフに両面塗布し、洗浄時間を 5 秒・10 秒・20 秒と変えて同様に実験を行った。

(2) 試験 2 ナ이프の洗浄時間と洗い方の検討

(3) 試験 3 ナ이프の表面温度の測定

(4) 試験 4 こすり洗い (汚れの物理的剥離) による洗浄効果の検討

3 結果および考察

(1) 試験 1

①塗布した菌量について

菌数がどの程度一定量に塗れているか確認するため、洗浄しないでふきとりを行った。結果、 0.9×10^5 ~ 2.58×10^5 の範囲でばらつきはあったが、今回の目的は洗浄効果の有無を見ることなので問題ないと判断した。

②シャワーにて一定時間 (3 秒・5 秒・10 秒・20 秒) 洗浄した後、ふきとりをした。

表1. 菌入り牛脂塗布後、洗浄せずふきとった菌数

ナイフ1	ナイフ2	ナイフ3	ナイフ4	ナイフ5	ナイフ6	ナイフ7	ナイフ8	ナイフ9	ナイフ10
1.23	1.3	1.94	1.99	2.58	1.67	1.36	1.48	1.54	0.9

単位: $\times 10^5$ CFU/ナイフ一本

表2. 一定時間洗浄してふきとりした菌数

洗浄した秒数	3秒	5秒	10秒	20秒
ナイフ1	60000	640	0	0
ナイフ2	6600	60	0	0
ナイフ3	10	110	0	1210
ナイフ4	0	0	0	0
ナイフ5	0	150	10	150
ナイフ6	0	0	0	30
ナイフ7	5300	1730	280	0
ナイフ8	9000	60	20	40
ナイフ9	51000	50	1340	20
ナイフ10	800	20	100	0

単位: CFU/ナイフ一本

3秒ではかなりの菌数が残る場合もあり、洗浄不十分と思われる。5秒以上で2000以下程度にまで菌数が下がっている。時間が長くなるにつれて菌数が少なくなる傾向はあるが、20秒でも0になるとはいえない結果であった。

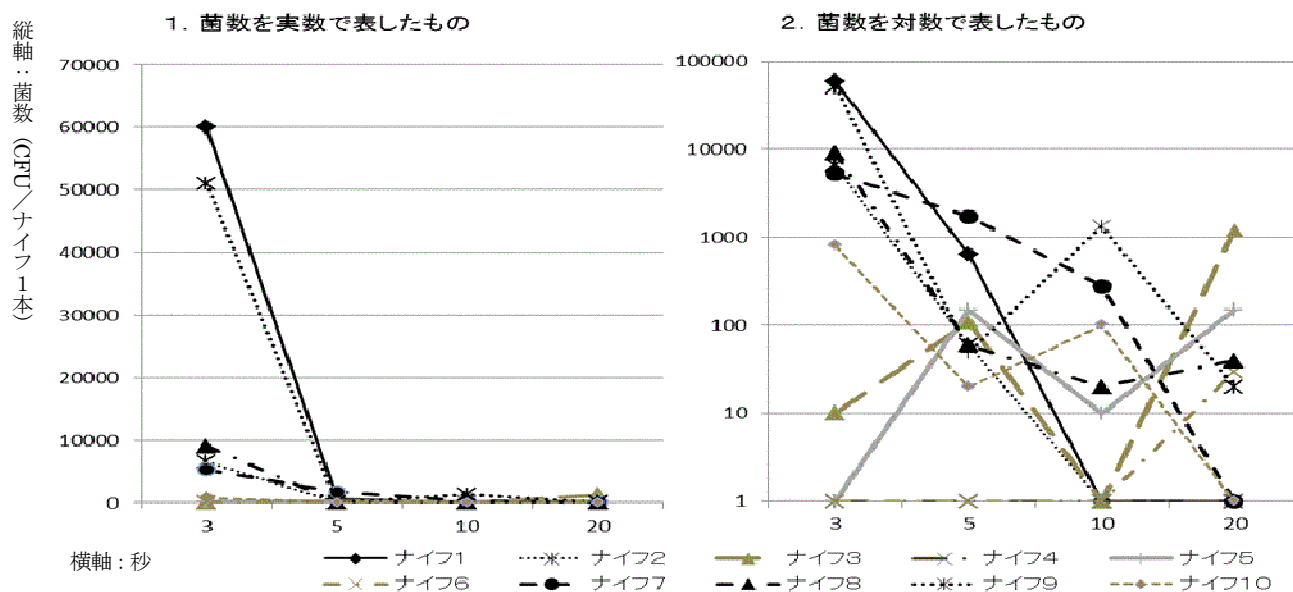


図1. 表2を対数と実数でのグラフ化

確実に菌数を0にするためには、1つのシャワー方式では20秒以上の時間がかかるということがわかった。

また一方で、3秒でも菌数が0になる場合があり（ナイフ4・5・6）、これはナイフ全体に湯があたったためと思われる。湯が満遍なく持続的にあたる状況であれば、3秒でも菌数を0にすることができる可能性を示唆している。

③ナイフ表面の状態と菌数

ナイフ表面にある細かい傷等が脂の残りやすさや菌数に影響があるかどうか検討した。

表面に傷が少ないナイフでも高い菌数や油残りがあった（ナイフ9 [10秒]の1340）。洗浄時間に関わらず菌数が0になった場合の回数を数えると、傷の少ないナイフが7回・傷の多いナイフ8回であり変わらなかった。最も傷が多いナイフ7においても傷が少ないナイフに比べ、高い値ではなかった。

以上のことからナイフ表面の傷の有無は大きな影響がないと思われる。

表3. ナイフ表面の状態と菌数

表面のナイフの状態		3秒	5秒	10秒	20秒	表面のナイフの状態		3秒	5秒	10秒	20秒
傷が少ない	ナイフ1	60000	640	0	0	傷が多い	ナイフ3	10	110	0	1210
	ナイフ2	6600	60	0	0		ナイフ4	0	0	0	0
	ナイフ6	0	0	0	30		ナイフ5	0	150	10	150
	ナイフ8	9000	60	20	40		* ナイフ7	5300	1730	280	0
	ナイフ9	51000	50	1340	20		ナイフ10	800	20	100	0

* ナイフ7は最も表面に傷の多いナイフ

(2) 試験2 ナイフの洗浄時間と洗い方の検討

表4. ナイフの洗い方と牛脂の残り具合

ナイフの洗い方		3秒	5秒	10秒	20秒
返し多め	ナイフA	油残りがかなり多い 白く残る	10秒より油膜厚め	油膜がハッキリ残る テカテカ	油残りほとんどなし 根元にやや油っ気
	ナイフB	油膜が厚めに残る	ナイフA(5秒)と同じ	油膜がハッキリ残る テカテカ	全体に油っ気あり
	ナイフC	油膜がハッキリ残る テカテカ	10秒より油膜厚め	油膜がハッキリ残る テカテカ	全体に油っ気あり うすーくあり
返し少なめ	ナイフD	油残りがかなり多い 白く残る ナイフA(3秒)と同じ	ナイフA(5秒)よりかなり厚め	油残り あり 溶けた油が残る	全体に油っ気あり ナイフAよりやや油っ気多い
	ナイフE	油残りがかなり多い 白く残る	ナイフA(5秒)よりかなり厚め 溶けた油が残る	油残り あり 溶けた油が残る ムラがある	全体に油っ気あり ナイフBと同じくらい
	ナイフF	油残りがかなり多い 白く残る 全体にベトっとしている	全体に油残り多い 全体にムラ	油離れが悪い ナイフC(10秒)より油残り多い	全体に油っ気あり

油の残量の表現: 白く残る>油膜厚め(全体)、溶けた油が残る(一部)>油膜がハッキリ残る>油っ気

油のテカテカした様子であり、厚くはないが水がハッキリと弾かれる様子で油膜が残っていることがわかる。また一部には溶けた油が残る。これはあまりひっくり返さなかったため動作が遅くなり、ナイフ全体に温湯が当たっていなかったためではないかと推測される。

20秒では、油は完全におちてからの時間のほうが長く、手袋越しの手にかなりの熱さを感じるようになる。ナイフの様子は、油膜というより、よく見ると水滴が弾かれていてわずかに油が残っているような感じ(表では油っ気と表現した。)がするだけである。

洗い方では、頻繁にひっくり返したほうが、洗浄効果が高かった。片面ずつ洗うとナイフの裏面やシャワーにあたっていない部分が、温度が上がらず油が溶けにくくなり、残ってしまうという結果になったと考えられる。また片面ずつじっくり洗うと動作がゆっくりになり、ナイフに湯があたりやすい部分とあたりにくい部分の差ができてしまい、油が残ってしまったと思われる。頻繁にひっくり返すと温湯が当たっていない時でも余熱で油が溶けやすくなり、全体にも温湯があたりやすくなったのではないかと考えられる。

またこの実験は試験1と同時にやったものではないが、試験1のときも20秒洗浄するとほとんど油残りは認められなかった。それでも菌が検出されたのは、柄(プラスチック)と刃の根元に菌が残っていたのではないかと推測される。

(3) 試験3 ナイフの表面温度測定

お湯によってどのようにナイフの表面温度が変化するかを知るため、83℃の温湯に一定時間浸漬し、直後に放射温度計で計測してみた。

但し、金属は放射率が低いので黒の粘着テープを貼り、その温度を計測した。

表5. 浸漬時間によるナイフの表面温度

水温 83℃

熱湯に漬けた時間	1秒	2秒	3秒
1回目	52℃	53℃	59℃
2回目	54℃	54.5℃	59℃
3回目	51℃	57.5℃	60℃

83℃の温湯につけてナイフの表面温度が 1 秒で 50℃くらいまで上がり、3 秒後に約 60℃に達することがわかった。

ナイフの表面温度が 3 秒で 60℃に達したとい

う結果は、「獣医微生物学（文永堂出版 1995）」の「特別な菌以外は 60～65℃、30 分で十分死滅する」との記載により、菌が死ぬ最低温度を 60℃と仮定すると、今回実験 1「3 秒で菌数が 0 になった」ことを説明できるかもしれない。またナイフの消毒について 83℃3 秒で牛脂肪中の菌（サルモネラ・大腸菌）が死滅したということが群馬県中央食肉衛生検査所により行われた「と畜場におけるナイフの消毒時間の検討と HACCP システム導入食肉処理場の枝肉の衛生状況（日獣会誌 54 387～390(2001)）」で実証されている。

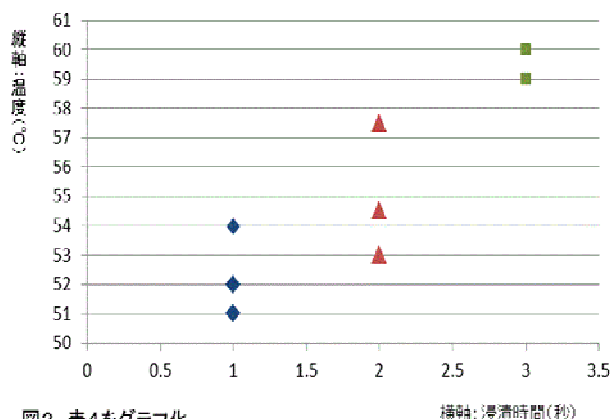


図2. 表4をグラフ化

(4) 試験4 こすり洗い（汚れの物理的剥離）による洗浄効果の検討

表6. こすり洗いをした場合の菌数

洗浄時間	0秒(未洗浄)	3秒	5秒
ナイフ1	7.2×10^5	0	0
ナイフ2	5.2×10^5	* LA	0
ナイフ3	3.8×10^5	0	0
ナイフ4	6.0×10^5	0	0
ナイフ5	3.3×10^5	0	0

* LA(Laboratory Accident)

:コットンを落として汚染

3 秒でも高確率に 0 になり、非常に有効であることがわかった。

手でこすり洗うことと水の勢いで洗い流すことは同様ではないが、新しい消毒槽には水の勢いを強くする、ブラシを取り付けるなどの方法による物理的に汚れを剥離する工夫によっての効果は期待できると思われる。

4 まとめ

今回の実験では、一方向からのシャワーのみでは 20 秒洗浄しても菌数を確実に 0 にすることができなかった。現場作業において 20 秒はかなり長い時間であり、それでも菌数を 0 にできないというのはこの方式のままでは消毒効果が期待できないということがわかった。しかし、ナイフの洗い方とこすり洗いによる洗浄効果の検討により、ナイフ両面一緒に湯をあてることができ、食器洗浄機のようにお湯の勢いで汚れを物理的にはがす工夫をすることによって、短時間で確実に菌数を 0 にすることができる可能性を見出すことができた。

今後とも、と畜場管理者とともに新消毒槽の更なる検討を行うことで食肉の衛生危害の防止を図っていきたいと思う。

2 研究・発表一覧（平成 16 年度～25 年度）

年度	演 題 名	学 会 名 等	発表者名
16	牛の心臓 豚の肝臓の腫瘍 当検査所における豚萎縮性鼻炎 起因菌検出状況 牛・豚の直腸便と枝肉のサルモ ネラとカンピロバクターの検出 状況について	全食検協 第 49 回病理部会研修会 全食検協 第 50 回病理部会研修会 全食検協 東海・北陸ブロック研修会 第 26 回名古屋市食品衛生 業務報告会	島崎 亜紀 島崎 亜紀 千葉 みゆき 安藤 美保
17	豚の肝臓 認定小規模食鳥処理施設におけ る丸と体とささみの微生物汚染 状況と衛生指導について 牛の卵巣	全食検協 第 51 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 全食検協 第 52 回病理部会研修会	古澤 昌士 田中 美香 田中 美香
18	牛の全身に見られた腫瘍 牛、豚、鶏におけるリステリア属 菌汚染状況について と畜場から出荷される枝肉等の リステリア属汚染状況調査	全食検協 第 53 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 18 年度食品衛生業務 報告会	尾関 慎太郎 田中 美香 横井 伸行
19	豚の腹腔内の腫瘍 当所における「HPLC による動 物用医薬品等の一斉分析法Ⅱ」と 試験成績 本市と畜場の牛枝肉等の微生物 汚染実態調査と衛生確保につい て	全食検協 第 55 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 19 年度食品衛生業務 報告会	尾関 由里子 市川 隆 安藤 美保
20	牛の肺の結節 PCR による食肉加工品等の肉種 鑑別 食肉衛生検査所における残留動 物用医薬品等の検査状況	全食検協 第 57 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会 平成 20 年度食品衛生業務 報告会	田中 美香 市川 隆 東 弓夫

年度	演 題 名	学 会 名 等	発表者名
21	牛の胸腔内腫瘍 豚の多発性腫瘍 ナイフに塗布した大腸菌の温湯 中での消長	全食検協 第 59 回病理部会研修会 全食検協 第 60 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会	松尾 康博 鈴木 佐緒里 小島 恵子
22	牛の口腔内腫瘍 「食品に対する消費者の意識と は？」食肉衛生検査所見学者の アンケートについて	全食検協 第 62 回病理部会研修会 全食検協 東海北陸ブロック研修会	中村 小百合 松葉 玲
23	食肉の拭き取り検体における腸 管出血性大腸菌 O157 等の検査 法の検討	平成 23 年度食品衛生業務 報告会	安藤 美保
24	豚の骨の腫瘍 豚の肝臓腫瘍	全食検協 東海北陸ブロック研修会 全食検協 第 65 回病理部会研修会	鈴木 佐緒里 對馬 真由歌
25	豚の肝臓腫瘍 牛の上顎部腫瘍 と畜場におけるシャワー式消毒 槽の検討	全食検協 第 66 回病理部会研修会 全食検協 第 67 回病理部会研修会 平成 25 年度食品衛生業務 報告会	對馬 真由歌 橋本 幸江 松葉 玲

平成 25 年度
名古屋市食肉衛生検査所
事 業 概 要

編集及び発行	名古屋市食肉衛生検査所
郵便番号	455-0027
住 所	名古屋市港区船見町 1 番地の 39
電 話	052 - 611 - 4929
F A X	052 - 611 - 7566
E-mail	a6114929@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
ホームページ	http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-14-0-0-0-0-0-0-0.html
発 行 日	平成 26 年 9 月